

[事案 19-9] 減額無効確認・新契約取消請求

- ・平成 19 年 6 月 7 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 7 月 7 日 和解成立

< 事案の概要 >

営業担当者の誤った説明により、終身保険を減額し新しい契約に加入したとし、減額の取消しと新規契約の無効を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

4 年前(平成 15 年)、「加入していた定期特約付終身保険の終身保険部分は死亡しないと貰えないのか」と担当者に質問したところ、終身保険は「死亡しないと受け取れない」、「自分で使うことは出来ない」等の趣旨の説明があった。

そのため、将来の生活設計上、年金や医療等に主眼を置いていたため、終身保険部分を含め同保険の保険金を減額し、担当者の勤める介護、特定疾病、重度慢性疾患付きの新しい保険に加入した。

ところが最近になり、終身保険が保険料払込満了時点で死亡保障に代えて年金受取りに変更出来ることを知ったが、4 年前の減額時には全く説明がなかった。説明があれば、終身保険の減額などしなかった。担当者を問い質したところ、「今は知っているが、当時は終身保険の保険料払込満了後に年金受取へ変更出来る制度を知らなかったので説明していない。申し訳ない」と謝り、説明しなかったことを認めた。

保険会社に対し、減額前の状態に戻すとともに、新しく加入した保険契約を無効とし既払込保険料を返還するように申し出たが認めてくれない。減額前の状態に戻すことにより生ずる精算金は支払う用意があるので、認めてほしい。

< 保険会社の主張 >

下記理由等により、終身保険の減額、新しい保険への新規契約はいずれも有効であり、申立人の主張には応ずることは出来ない。

- (1) 終身保険は、被保険者が死亡した場合に保険金が支払われるという性質の商品であり、死亡しない限り支払われないという担当者の説明に誤りはない。
- (2) 終身保険を年金支払に移行する保障内容変更制度について担当者は説明していないことは確認しているが、同制度はそもそも終身保険の保障内容を変更することにより年金受取りを可能にする制度であり、終身保険の保障内容について尋ねられた際に、同制度について担当者が触れなかったことが説明義務違反に当たるものとは思われない。
- (3) 申立人によれば、終身保険の一部を生存中に年金として受け取ることが出来るものとは知らなかったとのことだが、同制度については「ご契約のしおり - 定款・約款」にも記載されており、保険証券にも明示されており、事前に知りうる余地は十分にあったものと思われる。
- (4) そもそも本件は、申立人から「大きな保障は必要ない」、「介護保障を充実させたい」旨の要望があったものであり、終身保険の減額、新しい保険への新規加入は申立人の意思に沿って、正当に手続きが行われたものである。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、双方から提出された申立書、答弁書等の書類をもとに審理を進めるとともに、減額、新規加入時の説明状況等について営業担当者から事情聴取を行った結果、申立人からの終身保険に関する質問に対し、適切な説明がなされなかったことについて営業担当者も認め、担当者の誤った説明により申立人は、本件保険には保障内容変更制度がないと信じ、終身保険を減額し、新たな契約に加入したと認められた。

そこで裁定審査会では、申立人には「動機の錯誤」があったものと考えられ、当該錯誤がなければ、申立人のみならず一般人も本件意思表示をしなかったであろうと考えられるため、本件保険の減額及び新たな契約は無効と判断する余地があり、要素の錯誤に該当するとの見解をまとめ、保険会社に対し和解につき検討を要請したところ、保険会社から「減額取消時に発生する減額処理時の返還金および追加保険料の一括返金を条件に、終身保険部分の減額手続きを取り消し、減額前の状態に戻す。新規契約については無効としない」とする和解案の提示があった。

審査会から申立人に同和解案を提示したところ、応じる旨の意思表示があり、和解契約書の調印をもって円満に解決した。